

(排気ダクト等)

第9条の2 火を使用する設備(厨房設備及び燃料電池発電設備を除く。)又は器具の上方に設ける排気ダクト等の位置、構造及び管理の基準については、第3条の4(第1項第2号エ及び第2項を除く。)並びに前条第2号及び第4号の規定を準用する。

【解釈及び運用】

本条は、火を使用する設備又は器具の上方に設ける全ての排気ダクト等の位置、構造及び管理の基準について規制している。ここで、厨房設備を除くこととしているのは、条例第3条の4第1項において規制しているからである。本条の運用に当たっては、第3条の4(厨房設備)及び前条(火を使用する設備に附属する煙突)の規定を一部除外し準用することとしている。(表9-2-1参照)

また、燃料電池発電設備を除くこととしているのは、燃料電池発電設備は条例第13条第1項第3号(内燃機関を原動力とする発電設備)の排気筒の規定を準用することとしているからである。

「**排気ダクト等**」とは、条例第3条の4第1項第1号で定義しているように、排気ダクト及び天蓋をいうものである。

条例第9条は、火を使用する設備に接続して設けられた煙突(排気筒)であり、廃ガス等が室内を経由することなく、燃焼設備から直接屋外へ排出できる構造のものであるのに対し、本条の排気ダクト等は、火を使用する設備又は器具の上方に設置される排気ダクト及び天蓋であり、当該設備又は器具から排出された室内の廃ガス等を室内の空気とともに排出する構造のものをいい、その廃ガス等の排出方法により第9条と第9条の2に区分し規制している。

表9-2-1 「排気ダクト等」基準の準用規定一覧表

条	項	号	規制内容		
304	1	1	ア 耐食性を有する鋼板等で造る		
			イ 溶接等の気密性のある接続		
			ウ 建築物の可燃性の部分及び可燃性の物品からの離隔距離		
			エ 十分に排気を行うことができるものとする		
			オ 直接屋外に通じ、他の用途のダクト等と接続しない		
			カ 曲り等を少なくし、内面を滑らかに仕上げる		
		2	ア グリスフィルター等の設置		
			イ グリス除去装置は、耐食性のある鋼板で造る		
			ウ 排気ダクトへの火炎伝送防止装置の設置		
		3	— 天蓋等は容易に清掃できる構造とする		
		4	— 天蓋等の清掃、維持管理等		
		9	—	2	— 可燃性の壁等を貫通する部分等は容易に離脱等しない構造
				4	— 火粉の飛散を防止するための有効な装置の設置